

「ユニフォームの着用基準」について

改訂前	改訂後
<p>3. その他 マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める場合（注1）を除き本連盟が認める範囲（注2）を超えて企業名、商標など広告とみなされる表示をしてはならない。 （注1）「本連盟が認める場合」とは、主に競技会の協賛会社を競技会主催者がゼッケン等に表示する場合。 （注2）「本連盟が認める範囲」とは、メーカー等の企業名、商標等のロゴで12cm平方以内のもの、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。ただし、シューズについては箇所の制限をしない。</p>	<p>3. その他 マッチ中に使用する物品については、本連盟が認める下記の範囲を超えて広告とみなされる企業名、商標等、および所属名を表示してはならない。 （1）製造メーカー 企業名、商標のロゴ等は<u>20cm以内</u>のものを、各製品それぞれ2箇所以内の表示とする。 ただし、シューズについては箇所の制限をしない。 （2）<u>ユニフォーム広告等</u> ①<u>スポンサー広告</u> <u>スポンサーの企業名、商標のロゴ等の広告を表示する場合は1広告につき40cm以内とする。</u> ②<u>登録団体名</u> <u>団体名（ロゴ・校章含む）の表示については、シャツ（ワンピース含む）が1表示130cm以内、パンツ・スコート等は40cm以内とする。</u> ※（2）については国民体育大会を除く。 ※（2）の貼付等により（1）を覆い隠してはいけない。 ※（2）について大会スポンサーはこの限りではない。</p>